自然と人間との調和
心豊かな地域社会づくりをめざして

NPO法人 北海道魚道研究会
URL　http://gyodo.jp/

北海道魚道研究会
2018年　第12号

北海道魚道研究会

2018年　第12号

◇　定期講演会
「近年の多自然川づくり」
九州大学大学院　工学研究院　環境社会部門
教授　島谷　幸宏

◇　勉強会
「魚道と河川のつながり」
シリーズⅡ　魚道設置上流側編
日本大学　理工学部　教授　安田　陽一

「魚道と河川のつながり」
シリーズⅢ（最終章）　魚道本体編
日本大学　理工学部　教授　安田　陽一

◇　活動記録

特定非営利活動法人（NPO法人）
北海道魚道研究会

NPO 法人　北海道魚道研究会

● 設立趣意書

「戦争の世紀」とも言われ産業革新、技術革新が急激なスピードで展開された２０世紀が過ぎ去り、現在、我々が生きている２１世紀は「環境の世紀」と言われています。日本の都道府県の中で自然が残っているといわれる北海道においても、つい３０～４０年ほど前まで豊かだった自然は、人々の生活が向上することと反比例するように失われてきています。

私達は、社会・生活環境の整備と自然環境の調和を念頭に置き、これまで携わってきた河川を中心とした構造物の設計や施工の経験を踏まえ、河川環境の保全と回復のための活動を通じ、「環境の世紀」の社会のあり方を考えていこうと思っております。

私達は、この活動のベースを「魚道」に置き、魚道から提起される種々の課題「河川生物の生態」、「周辺環境」、「構造物の設計・改良」、「維持管理」などを通して活動目的である「河川環境の保全と回復」を図ることとしております。

また、目的達成のためには、一部の技術者だけでなく、地域住民、河川を利活用する関係者など多くの方々とともに意見交換し、行動していくことが必要だと考えております。

そのために、今般、「特定非営利活動法人　北海道魚道研究会」を設立し、自然と人間の調和のとれた心豊かな地域社会づくりを目指すものであります。

● 目　的

魚の心がわかる魚道づくりをテーマに魚道についての研究・啓蒙・ボランティアによる維持管理を行い、自然環境の回復に寄与する。

● 特定非営利活動

⑴　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
⑵　環境の保全を図る活動
⑶　子どもの健全育成を図る活動
⑷　科学技術の振興を図る活動
⑸　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

● 特定非営利活動に係る事業

⑴　河川環境の保全・回復を図る事業
⑵　魚道に関する研究及び技術の開発・振興に関する事業
⑶　魚道の維持管理に関わる事業
⑷　河川に生息する水棲生物の調査・研究に関わる事業

平成 29 年度　通常総会

平成 29 年 6 月 5 日（月曜日）　花びしホテル（函館市湯川町 1 丁目）

総会議長：森居　理事長

会　　場

新理事の紹介　中島理事

29・30 年度　理事紹介

データベース構築進捗状況について　奈良副理事長

監査報告：今川　監事

定 期 講 演 会

平成 29 年 6 月 5 日(月曜日) 花びしホテル(函館市湯川町 1 丁目)

「近年の多自然川づくり」　九州大学大学院　工学研究院　環境社会部門

教　授　　島谷　幸宏

講演：島谷　幸宏　教授

会場のようす

開会あいさつ　森居理事長

閉会あいさつ　中塚副理事長

司会　伊藤　氏

懇親会：戸沼　顧問

懇親会：岸本　副理事長

懇親会：橋本　理事

懇親会スピーチ：三宅　理事

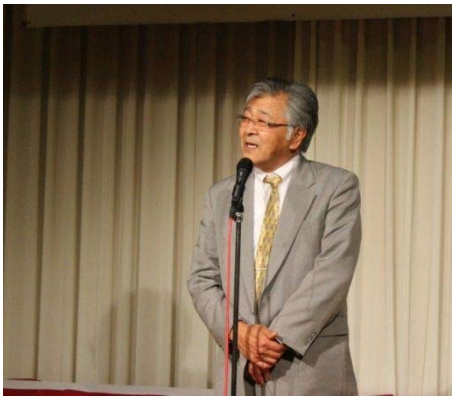

懇親会スピーチ：三好　前理事

懇親会スピーチ：齊藤　氏

魚道データベース　ワーキンググループ研修会

平成 29 年度　第 1 回

平成 29 年 6 月 23 日（金曜日）

豊水会館（旧豊水小学校）A 会議室（札幌市中央区）

平成 29 年度　第 2 回

平成 29 年 10 月 10 日（火曜日）

ホテル　ライフォート札幌（札幌市中央区）

平成 29 年度　第 3 回

平成 30 年 1 月 17 日（水曜日）

ホテル　ライフォート札幌（札幌市中央区）

道央地区　第９回　魚道清掃ボランティア

開催日：平成２９年７月８日（土）

場　所：札幌市　厚別川

あいさつ　森居　理事長

札幌建設管理部 岡部事業課長

作業説明 中山　氏

集合風景

ラジオ体操

あいさつ　橋本　理事

日高地区　第９回　魚道清掃ボランティア

開催日：平成２９年７月２７日（木）

場　所：新冠町　ボキアップ川

主　催：北海道森林土木建設業協会日高支部

共　催：北海道魚道研究会　日高地区

渡島・檜山地区　第１４回　魚道清掃ボランティア

開催日：平成２９年９月２日（土）

場　所：函館市　川汲川

あいさつ　奈良　副理事長

渡島総合振興局　淡路　林務課長

司会進行　越後谷　事務局

作業説明　中塚　副理事長

川童（かわガキ）育成！川の生きもの勉強会

開催日：平成２９年　８月６日（日）

場　所：函館市　川汲川公園

奈良　副理事長

中塚　副理事長

会員勉強会　開催日：平成２９年１０月１０日（火）　場所：ホテル　ライフォート札幌

「魚道と河川とのつながり」～シリーズ第２弾・魚道設置上流側編～

日本大学　理工学部　土木工学科　教授　安田　陽一

講演：安田　教授

開会あいさつ　森居　理事長

閉会あいさつ　岸本　副理事長

安田教授　　ワークショップ形式　会場ディスカッション　　コーディネーター：奈良　副理事長

会員勉強会　開催日：平成３０年１月１７日（水）　場所：ホテル　ライフォート札幌

「魚道と河川とのつながり」～シリーズ第３弾・魚道本体編～

日本大学　理工学部　土木工学科　教授　安田　陽一

講演：安田　教授

開会あいさつ　森居　理事長

閉会あいさつ　岸本　副理事長

総合司会　佐藤　事務局

コーディネーター　奈良　副理事

ワークショップ形式　会場ディスカッション

第１回インフラメンテナンス大賞　受賞式

受賞式日時：平成２９年７月２４日（月）　10:00～16:00

主　　催：国土交通省・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・防衛省

事　務　局：国土交通省総合政策局公共事業企画調整課　国土交通省大臣官房公共事業調査室

受賞式場所：東京都千代田区霞が関二丁目　中央合同庁舎２号館　地下２階講堂

右下写真：林野庁長官室にて　奈良副理事長・戸沼顧問・沖林野庁長官・森居理事長

韓国農漁村公社　研究院訪問団　道内魚道の視察協力

訪問日時：平成２９年１１月２２日（水）～２４日(金)　３日間

情報交流会：平成２９年１１月２２日（水）　函館市まちづくりセンター　会議室

魚道施設見学：平成２９年１１月２３日・２４日

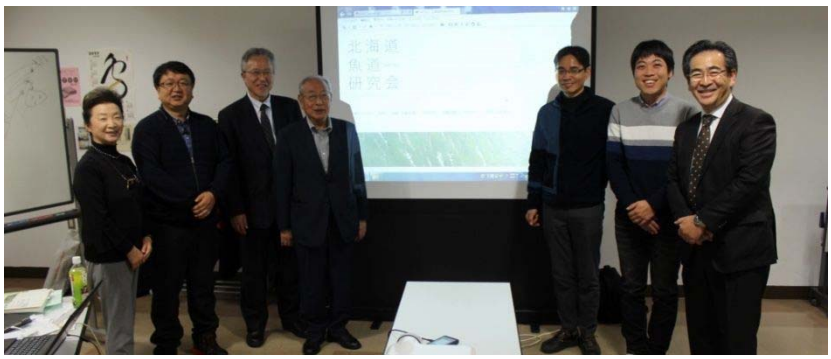

ピリカダム魚道見学：今金河川事務所　秋山所長説明

会報第 12 号

巻　頭　言

NPO 法人 北海道魚道研究会

理事長　　森居　久

この会報は総会開催日程に合わせて年 1 回発行されますが、早や第 12 号を数えます。会員の皆様、そして多方面にわたってご理解・ご協力を頂いております魚道管理者の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

昨年度（平成 29）は、当会にとって印象的な出来事が 2 つございました。1 つは、7 月 24 日に行われた第 1 回インフラメンテナンス大賞授賞式への出席です。そして 2 つ目は、11 月 21 日から 23 日まで、韓国農村公団からの依頼で研究者の皆様を魚道見学にご案内したことです。

インフラメンテナンス大賞は我が国のインフラメンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的として、国土交通省を主体に関係 6 省において実施されたものです。私共の活動の中心であります「魚道清掃ボランティア活動と魚道データベースの構築」が「メンテナンスを支える活動部門」において「優秀賞」を受賞することができました。

我が国の将来は、人口減少など社会的制約の中で持続可能なインフラの維持更新を模索していく必要があります。魚道を含め、公共施設は適切な維持管理によって快適さ（効率的活用）の向上と長寿命化が図られます。即ち、より多くの皆さんにより長期間にわたって利用されることが、経済性にも優れた社会基盤であるものと確信いたします。

韓国の訪問団の皆様には「日本は魚道の先進国」とのお言葉を頂きました。多分に社交辞令を含んだものとは思いますが、「環境問題」は単にその領域に留まるものではなく、水産資源、観光資源、社会経済・文化などの領域への波及効果を期待するもではないかとする印象を覚えました。果たしてわが国が真に「（魚道の）先進国」であるのか、或いはいつまで「先進国」の地位に留まることができるのかを試されているようにも感じます。

北海道にある約 3,300 か所の魚道のうち 8 割以上が魚道台帳形式で Web 登録され、今後はモニタリング活動を展開させたいと考えております。魚道データベースが魚道管理者や研究機関は勿論のこと、幅広く皆様に活用していただき、よりよい魚道の姿、効率的な事業計画の在り方などの議論が深まることを期待しております。

NPO法人 北海道魚道研究会 主催

定期講演会

2017年6月5日［月］

〈受付〉15：15　〈開会〉15：30

［定　員］150名
［参加費］無料（要申込）

近年の多自然川づくり

九州大学大学院　工学研究院
環境社会部門
教　授　島谷　幸宏

会場　花びしホテル
函館市湯川町1丁目16番18号
TEL 0138-57-0131

申込締切　平成29年5月30日火まで

お問合せ　北海道魚道研究会事務局
TEL 0138-57-1535／FAX 0138-57-1538

15：15	受　付
15：30	開会あいさつ 北海道魚道研究会　理事長　森居　久
15：40	近年の多自然川づくり 九州大学大学院　工学研究院　環境社会部門 教　授　島谷幸宏
17：10	質疑応答
17：30	終　了

この講演会は　河川基金　公益財団法人河川財団による
河川基金の助成を受けています。

定期講演会

「近年の多自然川づくり」

九州大学大学院
工学研究院　環境社会部門
教授　**島谷　幸宏**

最初にちょっと自己紹介も兼ねて、今日、お昼ご飯のときに話していたら、グリーンインフラとかそういう言葉をあまり聞かないということでしたので、そういうところから入って、後半に「近年の多自然川づくり」。これはほとんど九州の最近の事例になりますので、その辺を見ていただければと思います。

「ここ」って書いてあるのですが、ここが私の実家です。これは熊本で昨年大きな地震がありまして、震源地がこの辺になります。

これは熊本の熊本日日新聞というところが出した地震の倒壊した家屋の密度を示しているのですが、うちはここにあるのですね。白くなっていて、ほとんど住宅の倒壊がない・・・といいつつ、うちの周りもものすごく家が倒壊していて大変な目に遭いました。

２度の震度７の地震で、非常に大きな・・・２度目の地震がひどくて、非常に大きな被害を受けました。その後何度も地震がありまして、ずーっとあちこちでありましたので、山村、それから農村、ベッドタウン、都市を横断する非常に広範な地震だったということです。都市震災としては阪神淡路以来の地震で、商業施設だとか行政施設、病院等の被害は甚大でして、住民の心の問題だとか健康の問題、それから復興時の土地利用の問題、様々な問題が発生しています。阿蘇地域がやられたということと、熊本城が崩壊しましたので、観光地災害とか史跡災害ということで非常に希有な災害でした。

今、ちょうど復興の過程にありますが、政府だとか行政とかの組織立った被災対応・復旧・・・これは土木系もそうなのですが、非常に上手くいきました。しかし、コミニティレベルになると非常に脆弱だということです。阪神淡路のときよりも日本の社会が非常に脆弱になっている。

車の中での避難生活を長く続ける人が非常に多くて、色々な意味での都市災害としての様相を呈しました。

震源地が熊本市内を中心としながら、大分まで非常にあちらこちらで地震がありましたので、被害は非常に広範にわたっています。余震も長く続きました。

これは３月時点の状況なのですが、全壊家屋が１２０００戸、大規模半壊が１２０００戸、半壊が５３０００戸ということで、８万戸くらいの家屋が被害を受けています。よくテレビに出る益城町というところは倒壊が多いのですけれども、半壊になると熊本市内が非常に多いということで、やはり都市災害の状況になっています。

これを見ていただくと、ここやられていないので、ここ切り土なのですね。この辺、盛り土のところがやられていて、この筋がばーっとやられていて、ここにやはり動いていないけれど断層があるようだということで、この地区は飛び地的に非常に被害が大きかった地域であります。

これはうちの周辺ですが、こういうかたちでブ

NPO法人 北海道魚道研究会 主催

勉強会

2017年10月10日[火]

〈受付〉14：30 〈開会〉15：00

魚道と河川とのつながり

～シリーズ第２弾・魚道設置上流側編～

安田　陽一　教授　講演

「魚道と河川とのつながり」をテーマにした勉強会、第１弾「下流編」に続き、
第２弾「魚道設置 上流側編」を開催いたします。
より専門的で、より詳細な部分に焦点を当てた勉強会です。
シリーズ最終章、第３弾「魚道本体編」は次回勉強会にて。

[定員] 150名
[参加費] 無料（要申込）

場所　ホテル ライフォート札幌
札幌市中央区南10条西1丁目　中島公園前

申込締切　平成29年9月29日(金)まで

お問合せ　北海道魚道研究会事務局
TEL 0138-57-1535 FAX 0138-57-1538
又は　Mail：itou@tonuma.com

14：30 受　付
15：00 開会あいさつ
北海道魚道研究会　理事長　森居　久
15：10 魚道と河川とのつながり
シリーズ・2　魚道設置上流側編
日本大学理工学部　安田　陽一　教授
16：30 ワークショップ形式による質疑応答
進行役：北海道魚道研究会
副理事長　奈良　哲男
17：20 閉会あいさつ
北海道魚道研究会　副理事長　岸本　真一
〈懇親会〉18：00～19：30

この勉強会は
河川基金 公益財団法人河川財団による
河川基金の助成を受けています。

勉強会　シリーズ　第２弾
魚道設置上流側編

「魚道と河川とのつながり」

日本大学　理工学部
教授　安田　陽一

勉強会「魚道と河川とのつながり」
シリーズ第２弾　魚道設置上流側編

場所：ホテル ライフォート札幌
平成 29 年 10 月 10 日（火）15:00～16:30

ご紹介にあずかりました日本大学の安田です。よろしくお願いいたします。

今日は第２弾ということで、魚道設置上流側編をお話ししたいと思います。これからの話なのですが、「魚道と河川とのつながりの現状」。これについて少しご覧になって再確認していただきたいことと、そこに出ている「課題」です。それから魚道と河川のつながりの「ポイント」。「工夫すべき事項」とはどういうものなのかと。「施工事例」としてどんなものがあるのかと。「今後はどういうことを考えていかなければならないか」ということを、項目別に分けて話をしていきたいと思っています。

ご覧の通り一番左上の方に見えるのは、全面魚道です。堰堤の落差部から全面的に魚道でつなげた場合。それから右上にあるようなセットバックで堰堤の一部を切り下げて、奥の方に引きこんだかたちで設置する場合。それから左下、右下のように堰堤の脇の方に魚道をつくって下流側の方の河川につなげると。その時、かなり魚道を長くして下流につなげる場合もあれば、折り返して堰堤のなるべく近くに魚道をつける場合もあります。

そのような魚道ですが、接続の仕方がかんばしくないと澪筋が左岸側の方に移ってしまい、魚道にはほとんど水が流れていないという状況が見られる場合があります。

それから全面的にわずかながら水が流れていて、一番左岸側の方に魚道が申し訳ない程度に写っているのですが、こちらに魚道があります。この場合、魚道があまりにも端にあって、まわりからもこのように越水している状況で、ほとんどが迷入していることもわかります。

それから、施工した当時は魚道の方に水は流れるようにつくって整備されたものが、出水の影響を受けて魚道の入口ではなく違うところに澪筋ができてしまい、魚道の方に水が流れなくなってしまうと。

まあ、このような澪筋の関係、それから魚道以外からの流れによっての迷入と。特に今日の第２弾のテーマとしては、左側の内容が大きな内容にあたるかと思います。

澪筋が大きく変わる要因というのは、色々なこ

NPO法人 北海道魚道研究会 主催

勉強会

[定　員] 150名

[参加費] 無料（要申込）

2018年1月17日[水]

〈受付〉14：30 〈開会〉15：00

魚道と河川とのつながり

～シリーズ最終章第３弾・魚道本体編～

安田　陽一　教授　講演

「魚道と河川とのつながり」をテーマにした勉強会。
シリーズ最終章　魚道本体についての勉強会を開催いたします。
第１弾「下流編」(2017年１月18日開催)・第２弾「魚道設置 上流側編」(2017年10月10日開催)に続く、
技術者のための勉強会です。

場所　**ホテル ライフォート札幌**
札幌市中央区南10条西1丁目　中島公園前

申込締切　**平成30年1月11日(木)まで**

お問合せ　**北海道魚道研究会事務局**
TEL 0138-57-1535　FAX 0138-57-1538
又は　Mail:itou@tonuma.com

〈勉強会〉

14:30	受　付	
15:00	開会あいさつ	北海道魚道研究会　理事長　森居　久
15:10	「魚道と河川のつながり」 シリーズ・3　魚道本体編	日本大学理工学部　安田　陽一　教授
16:30	ワークショップ形式による質疑応答	進行役：北海道魚道研究会　副理事長　奈良　哲男
17:20	閉会あいさつ	北海道魚道研究会　副理事長　岸本　真一

〈懇親会〉 18:00 ~ 19:30　会場：同ホテル　会費：5,000円

この勉強会は 河川基金 公益財団法人河川財団による河川基金の助成を受けています。

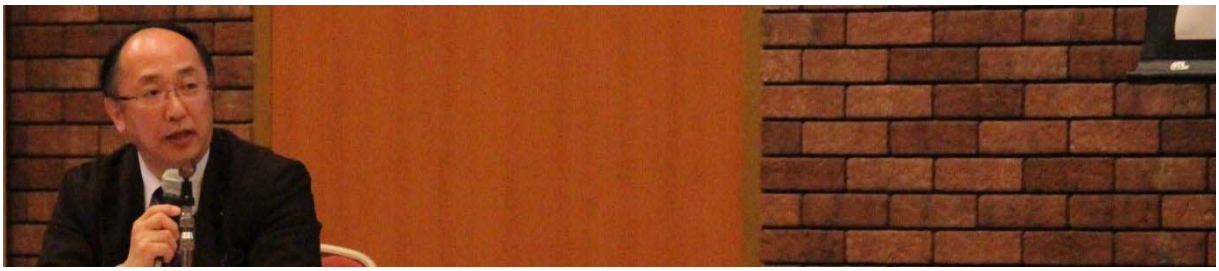

勉強会　シリーズ最終章　第３弾　魚道本体編

「魚道と河川とのつながり」

日本大学　理工学部
教授　安田　陽一

勉強会「魚道と河川とのつながり」
シリーズ第３弾（最終章）魚道本体

場所：ホテル ライフォート札幌
平成 30 年 1 月 17 日（水）15:00～16:30

こんにちは。今、紹介をいただきました日本大学、安田です。きょうは３回目というようなことで、魚道の本体を中心に話をしていきたいと思っております。

魚道は落差構造物のところで造るわけですが、今回、皆さまにご紹介いたしますのは、潮止堰に設置した魚道。それから砂防施設とか治山施設に設置した魚道。それから利水の施設などの頭首工などに設置した魚道のことを中心に話をしたいと思っております。

かつては魚道といいますと、コンクリート構造物で施工する例が多いのですけども、きょう皆さまに紹介するのはコンクリート構造物ではなくて、自然の石をうまく利用した魚道。それから、もともと既存のコンクリート構造物の魚道の機能をさらに活性化するために、自然石を投入した魚道の改善。こんなようなことで、本体の内容について触れていきたいと思っております。

今、お示ししているのは、岡山県の高梁川の防潮堰。河口から一番下流側にある落差構造物のところで造ったプール式の台形断面の魚道。右下のほうは、普段の平水時のときの水量で流れている様子です。左上のほうは豊水時のときの流量でありまして、そのときの水面差が、約 40 センチあります。それほどあったとしても、同じ魚道の中でも遡上できる環境っていうものが担保できているというところでございます。

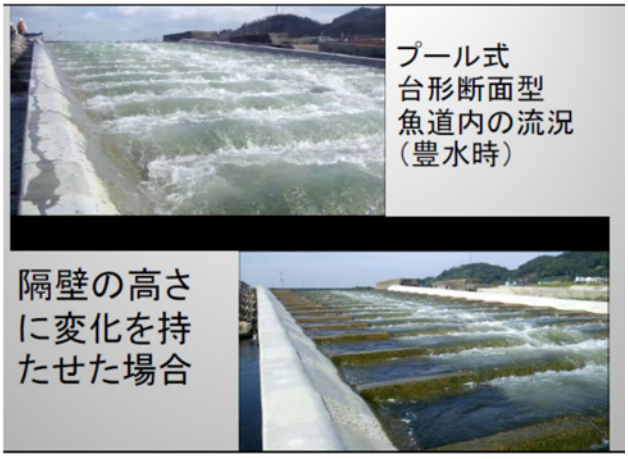

平水時のときには、左下のように水際側の流れって非常に水深が浅くて、数ミリぐらいしかないぐらいのところですが、こういうところでも稚魚がうまく遡上できるような環境になっています。もう少し体長の大きいものは、このように水脈のもう少し大きいところを狙って上がる傾向になっております。そんなような工夫ができていて、豊水時のときにはこの水際側の流れが緩やかに担保できていて、上れる環境っていうのがうまくいっているところです。この構造物を造る際に、全て底をドライにするっていうことが難しくて、この防潮堰の下流側のところは、潮の干満によって水没するようなところであります。潮の満ち引きを考えながら施工していかなきゃいけないと・・・。コ

平成 30 年 3 月までの主な講演

平成 17 年（道南魚道研究会当時）

7 月　設立記念講演会（函館）

「多様な水生生物に配慮した魚道と河川環境改善の一例」　日本大学理工学部土木工学科　　教授　安田　陽一

「健全な水環境系の構築に向けて」　林野庁水源地治山対策室　室長　花岡　千草

平成 18 年

7 月　NPO 法人認証記念講演会（函館）

「魚道の計画、設計、調査にあたって」　日本大学理工学部土木工学科　教授　安田　陽一

「魚の住める川づくり」　北海道大学大学院水産科学研究院　　教授　帰山　雅秀

平成 19 年

3 月　会員勉強会（函館）

「サケは鼻を使って海から贈り物をもってくる」　北海道大学大学院水産科学研究院　　准教授 工藤　秀明

「魚道内流れ解析のための流体工学的手法の紹介」　函館工業高等専門学校　准教授　本村　真治

5 月　特別講演会（函館）

「山と海を繋ぐそして海岸保全（漂砂）」　公立はこだて未来大学　教授　長野 章

7 月　定期講演会（函館）

「意外に知られていない（?）サクラマスと川とのつながり」　北海道立水産孵化場　研究職員　卜部　浩一

「川の自然再生技術に関する発展の方向性と壁」　北海道大学大学院　教授　中村　太士

10 月　秋期講演会（札幌）

「サケ科魚類の保護と遡上障害の解消」　北海道工業大学環境デザイン学科　教授　柳井　清治

「北海道における魚道のこれから」　日本大学理工学部土木工学科　教授　安田　陽一

平成 20 年

2 月　会員勉強会（函館）

「音響技術を用いた魚類のトラッキングを水面下の形状計測」　公立はこだて未来大学　准教授　和田　雅昭

9 月　定期講演会（倶知安）

「尻別川流域における生態系保全策の提案」　北海道工業大学空間創造学部　　教授　　柳井　清治

「今後の魚道整備に向けた研究の取り組み」　日本大学理工学部土木工学科　　教授　　安田　陽一

平成 21 年

2 月　会員勉強会（函館）

「北海道における魚道の現状」～魚はどのような魚道を望んでいるか～　　流域生態研究所　所長　妹尾　優二

5 月　総会記念講演（函館）

「魚道における木材利用と土砂の除去に関する実験的研究」函館工業高等専門学校環境都市工学科准教授　平沢秀之

7 月　定期講演会（中標津）

「自然の恵みをいかした里川づくり」　野生鮭研究所　所長　小宮山　英重

「魚道の失敗から技術者が何を学ぶべきか」　日本大学理工学部土木工学科　教授　安田 陽一

平成 22 年

2 月　会員勉強会（函館）

「民有林治山事業における魚道調査結果について」　北海道水産林務部林務局治山計画G　　主査　藤原　弘昭

6 月　セミナー(札幌)

「技術者のための魚道ガイドライン」セミナー 日本大学理工学部土木工学科　教授　安田 陽一

8 月　セミナー(中標津)

「技術者のための魚道ガイドライン」セミナー 日本大学理工学部土木工学科　教授　安田 陽一

平成 23 年

2 月　セミナー(函館)

「技術者のための魚道ガイドライン」セミナー 日本大学理工学部土木工学科　教授　安田 陽一

10 月　魚道フォーラム 2011　in 札幌

パネル討論会

パネリスト / 帰山　雅秀（北海道大学大学院水産科学研究院 教授）

パネリスト / 妹尾　優二（一般社団法 人流域生態研究所 代表）

パネリスト / 中村　太士（北海道大学大学院農学研究院　教授）

パネリスト / 安田　陽一（日本大学理工学部土木工学科　教授）

コーディネーター /　奈良　哲男（北海道魚道研究会 理事）

平成 24 年

3 月　会員勉強会（函館）

「美利河ダムの魚道について」　函館開発建設部今金河川事務所所長　羽山 英人

10 月　魚道セミナー2012　in 旭川

「石狩川上流域のサケの稚魚放流活動と遡上状況」札幌市豊平川さけ科学館　学芸員 有賀　望

「北の魚のこころを川の形に」　流域生態研究所　所長 妹尾　優二

「北海道の実施経験から語る魚道の総合的アプローチ」　日本大学理工学部土木工学科　教授 安田　陽一

平成 25 年

3 月　会員勉強会(函館)

「サケの回遊の不思議」北海道大学大学院水産科学研究院　准教授　工藤　秀明

「丸太材を用いた新しい魚道構造の提案」　函館工業高等専門学校　教授　平沢　秀之

7 月　河川・渓流における石組み研修会　(石狩市浜益区)

「魚道およびその周辺の水理機能と水理設計」　日本大学理工学部土木工学科　教授 安田　陽一

「河川・渓流工事における石組みの基本と留意事項」　流域生態研究所　所長 妹尾　優二

10 月　魚道セミナー2013　in 帯広

「ﾀﾞﾑや堰などがもたらす淡水魚類の多様性低下」

国立環境研究所 生物系環境研究センター　主任研究員　福島　路生

「北海道における多自然川づくりの取り組み」

北海道建設部土木局　河川課計画G　主査　吉村　智

「ﾃﾚﾒﾄﾘｰを用いたﾀﾞﾑや頭首工の魚道機能評価」

土木研究所寒地土木研究所　寒地水圏研究G　水環境保全チーム　研究員　林田　寿文

平成 26 年

10 月　特別公開講座（函館）

「森林飽和とは・・・」～森林・自然を放置すると何が起きるのか～

日本学術会議会員、林政審議会委員、FSC ジャパン議長　太田 猛彦

平成 27 年

6 月　創立 10 周年特別講演会（函館）

「地方創成を巡る最近の動きと水環境を巡る最近の課題大学の関わりの可能性」

岡山大学 教育研究プログラム戦略本部

学長特命（研究担当）上級リサーチ・アドミニストレーター　博士（工学）　花岡 千草

「北海道内の魚道整備の 10 年を振り返って」―土木技術者に求められるものとは―

日本大学　理工学部　土木工学科　　教授　安田 陽一

10 月　会員勉強会（札幌）

「台形魚道　PCa 埋設枠による省力化」

會澤高圧コンクリート（株）　函館支店　副支店長　前田　克吏

平成 28 年

5 月　定期講演会（函館）

「魚道にまつわる諸問題について」－移動障害の問題とその先－

富山県立大学 工学部　環境・社会基盤工学科　　教授　高橋　剛一郎

平成 29 年

1 月　会員勉強会（札幌）

「魚道と河川とのつながり」シリーズ１　～魚道設置下流側編～

日本大学　理工学部　土木工学科　　教授　安田 陽一

平成 29 年

6 月　定期講演会（函館）

「近年の多自然川づくり」

九州大学大学院　工学研究院　環境社会部門　教授　島谷　幸宏

平成 29 年

10 月　会員勉強会（札幌）

「魚道と河川とのつながり」シリーズ２　～魚道設置上流側編～

日本大学　理工学部　土木工学科　　教授　安田 陽一

平成 30 年

1 月　会員勉強会（札幌）

「魚道と河川とのつながり」シリーズ最終章３　～魚道本体編～

日本大学　理工学部　土木工学科　　教授　安田 陽一

活動記録　平成２９年度

■平成２９年度　通常総会

開催日時：平成２９年６月５日(月)

１３：３０～１４：３０

開催場所：花びしホテル（函館市湯川町１丁目）

通常総会：

1. 平成２８年度の事業報告並びに収支決算報告について
2. 平成２９年度の事業計画並びに収支予算案について
3. 魚道台帳データベース入力の進捗状況について
4. その他

■定期講演会（通常総会同日、同会場にて）

日　時　：　平成２９年６月５日（月）

１５：１５～１７：３０

場　所　：花びしホテル（函館市湯川町１丁目）

主　催　：　北海道魚道研究会

参加費：　無料

参加人数　：　120 名

15：15　受付

15：30　開会あいさつ 北海道魚道研究会　理事長　森居　久

15：40　「近年の多自然川づくり」

九州大学大学院　工学研究院　環境社会部門

教　授　島谷　幸宏

17：10 質疑応答

17：30 終　　了

懇親会　同会場にて　18：00～20：00

■道央地区　第９回 魚道清掃ボランティア

主　催：NPO 法人 北海道魚道研究会

開催日：平成２９年７月８日（土）

場　所：札幌市　厚別川

参加者数：52 名

■魚道データベースワーキンググループ平成 29 年度第 1 回研修会

開催日時：平成２９年６月２３日(金)　１３：４５～１６：３０

開催場所：豊水会館（旧豊水小学校）Ａ会議室　（札幌市中央区南 8 条西 2 丁目）

参加人数：14 名

開会の挨拶　森居理事長

魚道データの入力について　奈良副理事長

閉会の挨拶　豊田理事

意見交換会　17：00～19：00

■第１回　インフラメンテナンス大賞　受賞式

受賞式日時：平成２９年７月２４日（月）　10:00～16:00

主　　催：国土交通省・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・防衛省

事　務　局：国土交通省総合政策局公共事業企画調整課　国土交通省大臣官房公共事業調査室

インフラメンテナンス国民会議　担当

受賞式場所：東京都千代田区霞が関二丁目　中央合同庁舎２号館　地下２階講堂

＜農林水産省案件＞　優秀賞（イ）メンテナンスを支える活動部門

代表団体名　NPO法人北海道魚道研究会

案件名　魚道データベースの構築と魚道清掃ボランティア活動

（概要）

北海道の約3,100箇所を超える魚道が設置されているが、様々な機能障害が見られ、適切なメンテナンスが必要であるため、モニタリングのための魚道データベースの作成に取り組んできた。この情報を魚道管理者と共有しながら、魚道清掃ボランティアを実施している。

また、招聘委員である日本大学理工学部の安田陽一教授の指導により、メンテナンスを軽減するための魚道設計に関する講演会の実施や「魚道ガイドライン」の発刊を行った。定期的に魚道に関する講演会・勉強会を開催し、川の生き物教室にも取り組んでいる。

魚道データベース

八雲町熊石冷水川の魚道

■日高地区　第９回 魚道清掃ボランティア

主　催：一般社団法人 北海道森林土木建設業協会日高支部

共　催：NPO 法人 北海道魚道研究会

開催日：平成２９年７月２７日（木）

場　所：新冠町　ボキアップ川

参加者数：45 名

■川童育成！川の生き物勉強会

主　催：NPO 法人 北海道魚道研究会

開催日：平成２９年８月６日（日）

場　所：函館市　川汲川公園内

参加者数：40 名

■渡島・檜山地区　第１４回魚道清掃ボランティア

主　催：NPO 法人 北海道魚道研究会

共　催：一般社団法人 北海道森林土木建設業協会

函館支部・渡島支部・松前支部

開催日：平成２９年９月２日（土）

場　所：函館市　川汲川

参加者数：88 名

■魚道データベースワーキンググループ　平成 29 年度　第２回研修会

開催日時：平成２９年１０月１０日(火)　１３：３０～１４：３０

開催場所：ホテル　ライフォート札幌（札幌市南 10 西 1）

参加人数：14 名

会議内容：平成２９年１０月までの状況と今後の入力目標について

司会進行	越後谷事務局
開会挨拶	森居理事長
状況と今後の目標について	奈良副理事長
閉会挨拶	豊田理事

■会員勉強会（魚道データベースワーキンググループ研修と同日、同ホテルにて）

開催日時：平成２９年１０月１０日(火)　１４：３０～１７：３０

開催場所：ホテル　ライフォート札幌（札幌市南 10 西 1）

参加人数：115 名

15:00　開会あいさつ　理事長　森居　久

15：10　「魚道と河川のつながり」

シリーズ・２ 魚道設置上流側編

日本大学理工学部　安田 陽一 教授

16：30　ワークショップ形式による質疑応答

進行役：副理事長　奈良　哲男

17：20　閉会のあいさつ　副理事長　岸本　真一

懇親会　同会場にて　18：00～19：30

■韓国農漁村公社農漁村研究院　研究者訪問団からの道内魚道視察要請への協力

訪問日時：平成２９年１１月２２日（水）～２４日(金)　３日間

情報交流会：平成２９年１１月２２日（水）

交流会場所：函館市まちづくりセンター　2F 会議室

【進行役】　NPO 法人　北海道魚道研究会　副理事長　奈良　哲男

日本側通訳　北海道地域限定通訳案内士(韓国語登録 KO 2 号)

全 淑伊（チョン　スギ）

・「北海道の魚道の紹介と NPO 法人北海道魚道研究会の活動目標」

NPO 法人　北海道魚道研究会　理事長　森居　久

・「韓国の魚道と管理、その取組について」

Kim,Meyongwon Ph.D.,P.E.（キム ミョンウォン　博士、技術士）

Jang,Eun-Cheul Ph.D.　（チャン ウン-チョル　博士）

Young-Jun Park, Ph.D.(Agr.)　（ヨン-ジュン パク　博士（農業））

Rural Research Institute,　（農漁村研究院）

Korea Rural Community Corrporation　（韓国農漁村公社）

魚道案内場所：函館市近郊の魚道施設

参加人数：韓国側研究者３名

北海道魚道研究会側　３名(森居理事長、戸沼顧問、奈良副理事長)　通訳者　１名

■魚道データベースワーキンググループ　平成 29 年度　第３回研修会

開催日時：平成３０年１月１７日(水)　１３：３０～１４：３０

開催場所：ホテル　ライフォート札幌（札幌市南 10 西 1）

参加人数：14 名

会議内容：平成３０年１月までの状況確認と

来年度の活動について

■会員勉強会（魚道データベースワーキンググループ研修と同日、同ホテルにて）

開催日時：平成３０年１月１７日(水)　１４：３０～１７：３０

開催場所：ホテル　ライフォート札幌（札幌市南 10 西 1）

参加人数：100 名

14:30　受付

15:00　開会あいさつ　理事長　森居　久

15：10　「魚道と河川のつながり」

シリーズ・３ 魚道本体編

日本大学理工学部　安田 陽一 教授

16：30　ワークショップ形式による質疑応答

進行役：副理事長　奈良　哲男

17：20　閉会のあいさつ　副理事長　岸本　真一

17：30　終了

懇親会　同会場にて　18：00～19：30

■第１１回　魚道管理者と NPO 法人北海道魚道研究会との意見交換会

開催日時：平成３０年２月２０日（火）13:30～15:30

開催場所：ホテル札幌ガーデンパレス

参加人数：12 名（行政管理者　８名・当研究会　９名）

北海道：河川砂防課（河川計画 G）・河川砂防課（砂防 G）・維持管理防災課（維持 G）

農地整備課　（水田畑地整備 G）・漁業管理課（サケマス・遊漁内水面 G）・ 治山課（治山事業 G）

司会進行：事務局　三盃　治

開会のあいさつ　理事長　森居　久

〔議　題〕１．魚道事業の現状など（魚道管理者からの報告）

①河川砂防課（河川）②河川砂防課（砂防）③維持管理防災課　④農地整備課

⑤漁業管理課　⑥治山課（治山事業）

２．魚道台帳、魚道データベースの整備状況について・・・・・・・・副理事長　奈良　哲男

３．北海道魚道研究会の H30 年度の事業予定について・・・・・・・・理事長　　森居　久

４．その他（質疑）

特定非営利活動法人北海道魚道研究会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人北海道魚道研究会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を北海道函館市湯川町２丁目２１番２号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、河川に生息する魚類等のための魚道についての研究・啓蒙・維持管理に関する事業を行い、河川環境の保全・回復に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

⑴ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

⑵ 環境の保全を図る活動

⑶ 子どもの健全育成を図る活動

⑷ 科学技術の振興を図る活動

⑸ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

⑴ 河川環境の保全・回復を図る事業

⑵ 魚道に関する研究及び技術の開発・振興に関する事業

⑶ 魚道の維持管理に関わる事業

⑷ 河川に生息する水棲生物の調査・研究に関わる事業

２　この法人は、次のその他の事業を行う。

⑴ 物販事業

⑵ 出版事業

３　前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第１項に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

⑴ 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

⑵ 賛助会員　この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び年会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

⑴ 退会届の提出をしたとき。

⑵ 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

⑶ 継続して１ 年以上会費を滞納したとき。

⑷ 除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴ この定款等に違反したとき。

⑵ この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第12条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

⑴ 理事　４人以上２０人以内

⑵ 監事　２ 人以内

２　理事のうち、１人を理事長、副理事長を３人以内とする。

３　必要に応じて顧問等を置くことができる。顧問等は第14 条3 項の役員に含まない。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選出する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる業務を行う。

⑴ 理事の業務執行の状況を監査すること。

⑵ この法人の財産の状況を監査すること。

⑶ 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

⑷ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

⑸ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴ 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

⑵ 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員及び招聘委員）

第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

２　職員は、理事長が任免する。

３　この法人は第６条の会員の他に理事会の議決により、この法人の目的に賛同し、学識経験、実務経験をもとに、この法人の運営に助言と協力をもって参加する招聘委員を置くものとする。

第５章　総会

（種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。） その他の新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条　総会の議長は、理事長がこれを務める。但し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がこれを代行する。

（定足数）

第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項第２号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴　日時及び場所

⑵　正会員総数及び出席者数（ 書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

⑶　審議事項

⑷　議事の経過の概要及び議決の結果

⑸　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

⑴　総会に付議すべき事項

⑵　総会の議決した事項の執行に関する事項

⑶　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

⑴　理事長が必要と認めたとき。

⑵　理事総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって

招集の請求があったとき。

(3) 第15条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる

３　前項の規定により表決した理事は、次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（ 書面表決者にあっては､その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（資産の区分）

第40条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第49条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第３項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

（解散）

第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）　したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、北海道に譲渡するものとする。

（合併）

第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この法人の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　入会金

正 会 員	個人	５，０００円
	団体	３０，０００円
賛助会員	個人	３，０００円
	団体	１０，０００円

(2)　年会費

正 会 員	個人	５，０００円
	団体	３０，０００円
賛助会員	個人	３，０００円
	団体	１０，０００円

NPO法人　北海道魚道研究会　平成29年度　役 員

理 事 長	森居　久	株式会社 アールビーエム
副理事長	岸本　真一	岸本産業 株式会社
副理事長	中塚　卓朗	中塚建設 株式会社
副理事長	奈良　哲男	株式会社 エジソンブレイン
理　　事	渡辺　敏明	渡辺建設 株式会社
理　　事	久保　三雄	株式会社 東鵬開発
理　　事	松本　浩治	松本建設 株式会社
理　　事	橋本　真一	株式会社 北海道技術コンサルタント
理　　事	柏谷　匡胤	横関建設工業 株式会社
理　　事	三宅　正浩	山洋建設 株式会社
理　　事	幌村　司	幌村建設 株式会社
理　　事	長崎　一也	株式会社 森川組
理　　事	小林　誠二	株式会社 小林建設
理　　事	布村　重樹	株式会社 ノース技研
理　　事	豊田　康弘	北海道農林土木コンサルタント 株式会社
理　　事	戸沼　淳	戸沼岩崎建設 株式会社
理　　事	冨田　強	新栄コンサルタント 株式会社
理　　事	中島　克彦	北王コンサルタント 株式会社
監　　事	今川　亮司	防災地質工業 株式会社
監　　事	滝野　修平	パブリックコンサルタント(株)
顧　　問	戸沼　平八	戸沼岩崎建設 株式会社

NPO 法人 北海道魚道研究会 会員

平成 30 年 5 月 11 日現在

（法人会員） 85 法人

（順不同）

法　人　名	担当者	住　　所
戸沼岩崎建設㈱	伊藤　浩	函館市湯川町 2 丁目 21 番 2 号
渡辺建設㈱	渡辺　一史	函館市鍛冶 1 丁目 5 番 8 号
三好建設工業㈱	三好　博己	函館市川上町 563 番地
中塚建設㈱	中塚　卓朗	松前郡福島町字三岳 73 番地の 1
㈱東鵬開発	久保　三雄	函館市桔梗 1 丁目 4 番 17 号
丸協土建㈱	長田　久男	上磯郡木古内町字新道 107-7
㈱北海道森林土木ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ函館事務所	相原　俊介	函館市深堀町 2-3
㈱エジソンブレイン	奈良　哲男	函館市本通 2 丁目 17 番 10 号
松本建設㈱	松本　浩治	久遠郡せたな町北檜山区北檜山 258 番地
能登谷建設㈱	能登谷大輔	檜山郡厚沢部町本町 108
㈱小林建設	小林　誠二	檜山郡上ノ国町字大留 151
北工建設㈱	飯田　修治	久遠郡せたな町北檜山区豊岡 114-7
齊藤建設㈱	葛西　伸爾	函館市田家町 15-12
㈱森川組	長崎　一也	函館市海岸町 9-23
㈱ノース技研	布村　重樹	函館市昭和 3 丁目 23 番 1 号
㈱森林テクニクス札幌支店	小野　義造	札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 4-1 ｻﾝ経成ﾋﾞﾙ 8F
㈱カイト	長谷川 俊郎	檜山郡上ノ国町字大留 122 番地
（一財）日本森林林業振興会函館支所	高橋　　忠	函館市駒場町 5 番 3 号
㈱菅原組	小林　弘和	函館市浅野町 4 番 16 号
㈱ｻｯﾎﾟﾛ･ｴﾝｼﾞﾆﾔｰｽﾞ	後藤　聡夫	札幌市中央区南 7 条西 2 丁目
㈱海老原建設	海老原　孝	函館市湯川町 1 丁目 17 番 12 号
㈱相互建設	豊岡　和博	亀田郡七飯町字桜町 35 番地
㈱高木組	並松　知己	函館市東雲町 19 番 13 号
北栄測量設計㈱	斉藤　サダ	函館市深堀町 11 番 21 号
㈱シンオシマ	林　　茂樹	亀田郡七飯町桜町 1 丁目 5 番 5 号
㈱北海道技術コンサルタント	中山　仁	札幌市東区苗穂町 4 丁目 2-8
横関建設工業㈱	柏谷　匡胤	虻田郡倶知安町南 1 条西 1-15
㈱松本組	井口　隆文	函館市吉川町 4 番 30 号
㈱高橋建設	村越　晃	檜山郡厚沢部町新町 193
北王コンサルタント㈱札幌支社	中島　克彦	札幌市中央区北 10 条西 20 丁目 2-1
㈱イズム・グリーン	高橋　和己	旭川市東 6 条 4 丁目 1-18
㈱メイセイ・エンジニアリング札幌支店	長澤　淳一	札幌市東区北 11 条東 3 丁目 3-12　ｸﾎﾞﾀﾋﾞﾙ 3F
Ｈ Ｒ Ｓ ㈱	佐々木裕之	小樽市勝納町 8-39
東陽建設㈱	三上　忠彦	二海郡八雲町栄町 13-2
岸本産業㈱	岸本　真一	石狩市浜益区柏木 87
㈱ズコーシャ	前田　拓哉	札幌市白石区南郷通 2 丁目南 11 番 9 号

法　人　名	担当者	住　　所
㈱エコテック	熊倉　紹二	札幌市中央区北 3 条西 2 丁目 1-28 ｶﾐﾔﾏﾋﾞﾙ
正栄建設㈱	吉田　繁雄	函館市昭和２丁目 31-10
防災地質工業㈱	今川　亮司	札幌市北区新琴似 7 条 15 丁目 6-22
野外科学㈱	田中　　努	札幌市東区苗穂町 12 丁目 2-39
日本緑化中村㈱	松井　弘之	樺戸郡新十津川町字弥生 7 番 23
㈱日興ジオテック	多田　孝雄	旭川市神居２条 18 丁目 2-12
㈱ルーラルエンジニア	小枝　郁哉	札幌市北区北 10 条西 3 丁目 NK エルムビル
山洋建設㈱	三宅　正浩	標津郡中標津町東 21 条南 6 丁目 17
寺井建設㈱	庄子　　剛	野付郡別海町別海 130 番地の 18
高玉建設工業㈱	高玉　哲朗	野付郡別海町別海常盤町 5 番地
鈴木産業㈱	鈴木 八之助	目梨郡羅臼町栄町 100
小針土建㈱	平松　美穂	標津郡中標津町緑町南 2 丁目 1 番地 1
松谷建設㈱	今野　賢二	北見市留辺蘂町旭北 41 番地
㈱ケイジー技研	近藤信太郎	札幌市中央区南 3 条西 13 丁目 320
中村興業㈱	中村　義信	標津郡中標津町東 32 条北 1 丁目 2 番地
北海道キング設計㈱	三國　紀行	札幌市南区澄川 2 条 1 丁目 4 番 11 号
㈱菅原組	菅原　俊宏	磯谷郡蘭越町昆布町 134－48
藤信建設㈱	鳥潟　　肇	虻田郡倶知安町北 1 条西 2 丁目 15 番地
幌村建設㈱	幌村　　司	日高郡新ひだか町三石蓬栄 126
小川建設㈱	小川　勝江	目梨郡羅臼町湯の沢町 12 番地 45
㈱シン技術コンサル	畑端　孝治	札幌市白石区栄通 2 丁目 8 番 30 号
近藤建設㈱	川本　英治	函館市神山 3 丁目 58 番 21 号
㈱東亜エンジニアリング	関村　公夫	札幌市白石区南郷通 7 丁目 4 番 1 号
㈱森重機工業（札幌支店）	森　　一憲	札幌市清田区里塚緑ヶ丘 8 丁目 9-38
国土防災技術北海道㈱	高村　悟司	札幌市中央区北 3 条東 3 丁目 1-30
丹羽建設㈱	丹羽　章仁	枝幸郡浜頓別町大通 8 丁目 20 番地
㈱斉藤工務店	斉藤　正剛	函館市日ノ浜町 148
明治コンサルタント㈱	井上　涼子	札幌市中央区南 7 条西 1 丁目　第 3 弘安ﾋﾞﾙ
㈱開発調査研究所	福村　篤志	札幌市豊平区月寒東 4 条 10 丁目 7-1
㈱工藤組	小原　聖悟	函館市石川町 169 番地 7
㈱アイネス	齊藤　秀光	札幌市中央区南 2 条東 2 丁目 7-1　第三 NED ﾋﾞﾙ
北王プラフォーム㈱	沼田　辰巳	札幌市北区北 8 条西 3 丁目 28　札幌ｴﾙﾌﾟﾗｻﾞ 11
共和ｺﾝｸﾘｰﾄ工業㈱函館支店	本間　　建	函館市五稜郭町 1 番 14 号　五稜郭 114 ビル
(一社)北海道森林土木建設業協会　（賛）	会津　有峰	札幌市中央区北 4 条西 5 丁目林業会館内
タカ企画㈱	高貝　直樹	小樽市銭函 3 丁目 23 番地 174
和光技研㈱	太田　真吾	札幌市西区琴似 3 条 7 丁目 5 番 22 号
共和コンサルタント㈱	相馬　　満	札幌市北区北 8 条西 3 丁目 28　札幌ｴﾙﾌﾟﾗｻﾞ 11
(一社)北海道治山林道協会	椿谷　信雄	札幌市中央区北 4 条西 5 丁目林業会館内
新栄コンサルタント㈱	冨田　　強	旭川市神楽 5 条 10 丁目 1 番 29 号
北海道農林土木コンサルタント(株)	藤川　勝俊	札幌市東区北 24 条東 3 丁目 3 番 10 号

法　人　名	担当者	住　　所
會澤高圧コンクリート（株）	前田　克吏	札幌市東区苗穂町 12 丁目 1-1
吉　建設(株)	吉　　宣樹	茅部郡鹿部町字鹿部 45 番地
(株)不動テトラ 北海道支店	高橋　幹夫	札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 3 番地北 1 条大和田
トキワ地研(株)	鐙谷　定之	札幌市東区北 28 条東 2 丁目 779 番地
日特建設㈱札幌支店	佐々木智志	札幌市厚別区大谷地東 4 丁目 2 番 20 号
㈱林組	伊藤　公彦	爾志郡乙部町字緑町 243-2
(株)アールビーエム	森居　　久	札幌市南区北ノ沢 3 丁目 7 番 24 号
(株)ビバーリー設計事務所　（賛）	長谷川俊幸	札幌市白石区東札幌 4 条 6 丁目 4 番 12 号
札幌マテリアル(株)　（賛）	服部　敏典	札幌市豊平区月寒西 1 条 9 丁目 1-1-101

個人会員　18 名　（名簿省略）

NPO法人　北海道魚道研究会　招聘委員

（順不同）

所　　属	氏　名	住　　所
北海道大学 国際本部	特任教授 帰山　雅秀	札幌市北区北 8 条西 5 丁目
北海道大学大学院 水産科学研究院	准教授 工藤　秀明	函館市港町 3 丁目 1 番 1 号
公立はこだて未来大学 ｼｽﾃﾑ情報科学部	教　授 和田　雅昭	函館市亀田中野町 116 番 2 号
函館工業高等専門学校 環境都市工学科	教　授 澤村　秀治	函館市戸倉町 14 番 1 号
函館工業高等専門学校 機械工学科	教　授 本村　真治	函館市戸倉町 14 番 1 号
函館工業高等専門学校 環境都市工学科	教　授 平沢　秀之	函館市戸倉町 14 番 1 号
日本大学理工学部 土木工学科	教　授 安田　陽一	東京都千代田区神田駿河台 1-8
北海道立水産孵化場 さけ・ます資源部 さけ・ます研究G	研究職員 卜部　浩一	恵庭市北柏木町 3 番 373 号

北海道魚道研究会　第12号　　平成30年5月29日

発 行 所　〒042-0932　函館市湯川町２丁目２１番２号
NPO 法人 北海道魚道研究会（戸沼岩崎建設株式会社　内）
TEL(0138)57-1535　FAX(0138)57-1538
発 行 者　森居　久
編　　集　奈良　哲男（編集担当）
印　　刷　株式会社 アイワード

河川基金　公益財団法人河川財団による
河川基金の助成を受けています。